

三島市ごみの不法投棄等防止条例

平成9年12月17日条例48号

(目的)

第1条 この条例は、ごみの不法投棄及び飼い犬のふんの放置を防止することにより、清潔で美しいまちづくりを推進し、市民の快適な生活環境を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 不法投棄 みだりに物を捨てることをいう。
- (2) 容器包装 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）第2条第1項に規定する容器包装をいう。
- (3) 市民等 次に掲げる者をいう。
 - ア 市内に居住する者
 - イ 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
 - ウ 市内に存する学校に在学する者
 - エ 市内に滞在する者
 - オ 市内を通過する者
- (4) 回収容器 容器入り飲料等の容器包装を回収するための容器で、規則で定めるものをいう。
- (5) 事業者 容器包装に入れられ、又は容器包装で包まれた商品を販売する者をいう。
- (6) 容器入り飲料等 容器包装に入れられ、又は容器包装で包まれた飲料又は食料をいう。

(市民等の責務)

第3条 市民等は、ごみを散乱させないため、自ら生じさせたごみを家庭に持ち帰り、又は回収容器等に収納することにより、快適な生活環境の確保に努めるとともに、第5条に規定する市の施策に協力しなければならない。

2 市民等は、公共の場所並びに他人の土地、建物及び工作物（以下「公共の場所等」という。）において、その飼い犬が排せつしたふんを回収しなければならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、その事業活動によって生じるごみの散乱を防止するため、回収容器等の設置等必要な措置を講ずるとともに、消費者に対する啓発に努めなければならない。

2 事業者は、次条に規定する市の施策に協力しなければならない。

3 自動販売機により容器入り飲料等を販売する事業者は、その回収容器を設置し、これを適正に管理しなければならない。

(市の責務)

第5条 市は、第1条の目的を達成するため、ごみの不法投棄及び飼い犬のふんの放置の防止に関する施策を定め、これを実施するものとする。

(自動販売機の届出)

第6条 事業者は、容器入り飲料等を販売するため、自動販売機（規則で定める自動販売機を除く。以下同じ。）を設置しようとするときは、あらかじめ、当該自動販売機ごとに、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 自動販売機の型式及び製造番号
- (3) 自動販売機の設置の場所
- (4) 回収容器の設置の場所及び管理の方法
- (5) その他規則で定める事項

2 前項の規定による届出をした事業者（以下「届出者」という。）は、その届出に係る事項に変更があったとき、又は届出をした自動販売機の設置を廃止したときは、遅滞なく、規則で定めるところにより市長に届け出なければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

（承継）

第7条 届出者から前条第1項の規定による届出に係る自動販売機を譲り受け、又は借り受けた者は、当該自動販売機にかかる届出者の地位を承継する。

2 届出者について、相続又は合併があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、当該届出者の地位を承継する。

3 前2項の規定により届出者の地位を承継した者は、その日から起算して30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

（届出済証）

第8条 市長は、第6条第1項に規定する届出、同条第2項に規定する変更に係る届出又は前条第3項に規定する届出があったときは、届出に係る自動販売機ごとに、その届出をした者に対し、規則で定めるところにより届出済証を交付するものとする。

2 前項の規定による届出済証の交付を受けた者は、届出に係る自動販売機の見やすい箇所に当該届出済証を張り付けておかななければならない。

3 第1項の規定による届出済証の交付を受けた者は、当該届出済証を紛失し、又は損傷したときは、その事実を知った日から起算して14日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

4 市長は、前項の規定による届出があったときは、届出済証を再交付するものとする。

5 第2項の規定は、前項の規定により届出済証の再交付を受けた者について準用する。この場合において、第2項中「届出済証の交付を受けた者」とあるのは「届出済証の再交付を受けた者」と読み替えるものとする。

（禁止行為）

第9条 何人も、公共の場所等において、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) ごみの不法投棄をすること。
- (2) 飼い犬が排せつしたふんを放置すること。

(指導及び助言)

第10条 市長は、ごみの不法投棄及び飼い犬のふんの放置を防止するため必要があると認めるときは、市民等及び事業者に対し、必要な指導及び助言をすることができる。

(勧告及び公表)

第11条 市長は、第9条各号に掲げる行為をした者があるときは、規則で定めるところにより、その者に対し、期限を定めて、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

3 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表に係る者に対し、その旨を通知し、意見陳述の機会を与えることができる。

(立入調査等)

第12条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、当該土地又は建物に立ち入り、調査させることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪調査のために認められたものと解釈してはならない。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、平成10年6月1日から施行する。

2 この条例施行の際現に自動販売機を設置して容器入り飲料等を販売している事業者は、第6条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して60日以内に、当該自動販売機ごとに、同項各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。